

議 案

第 5 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和 4 年 9 月 2 日提出

第5回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
59	令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算	市長
60	令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
61	令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	市長
62	令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	市長
63	令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算	市長
64	令和3年度玉名市水道事業会計決算	市長
65	令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算	市長
66	令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算	市長
67	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第4号）	市長
68	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
69	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市長
70	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	市長
71	玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について	市長
72	玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
73	玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について	市長
74	教育委員会委員の任命について	市長
報告9	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	市長
10	専決処分の報告について	専決第7号 市長

議第71号

玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように制定する。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画であって本市が定めるもの（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）（以下「適用事業」という。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に係る固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）以後に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次の各号に掲げる事業の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うもの）であって

は、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地(公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)

(以下「適用設備等」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1) 製造業又は旅館業 500万円(資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。)

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円
(課税免除の期間)

第3条 前条の規定による課税免除の期間は、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3か年度とする。

(課税免除の申請)

第4条 第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に課税免除の申請をしなければならない。

(課税免除措置の承継)

第5条 適用事業が承継された場合において、適用設備等が引き続き当該適用事業の用に供されているときは、当該適用設備等に対して課する固定資産税の課税免除の措置は、その承継人に対して行うことができるものとする。

2 前項の規定により適用事業の承継人が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(課税免除の取消し)

第6条 市長は、固定資産税の課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により課税免除の決定を受けたとき。

(2) 適用事業を休止し、又は廃止したとき。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 産業振興促進区域内における固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

議第72号

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配

偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を「非常勤職員が」に改め、「各号」の次に

「に掲げる場合」を加え、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由 国家公務員の育児休業制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第73号

玉名市過疎地域持続的発展計画の策定について

玉名市過疎地域持続的発展計画を別紙のように定める。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

提案理由 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第74号

教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1

神田 泉

2 略 歴

学 歴

平成 5年 3月

経 歴

平成 9年10月

平成15年 3月

平成15年 4月

平成26年11月

提案理由 教育委員会委員笠久美子氏が、本年11月29日に任期満了のため。

報告第9号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に関する健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 健全化判断比率 (単位：%)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△9.94)	— (△4.69)	12.57	20.00
連結実質赤字比率	— (△25.64)	— (△20.55)	17.57	30.00
実質公債費比率	8.9	8.5	25.0	35.0
将来負担比率	10.5	15.5	350.0	

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表示し、参考値として黒字の比率を（△）で示す。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和3年度	令和2年度	経営健全化基準
玉名市浄化槽整備事業特別会計	— (△19.5)	— (△39.6)	20.00
玉名市水道事業会計	— (△163.6)	— (△165.1)	20.00
玉名市公共下水道事業会計	— (△130.5)	— (△150.9)	20.00

玉名市農業集落排水事業会計	— (△96.6)	— (△101.3)	20.00
---------------	--------------	---------------	-------

備考 資金不足額がない会計については「—」と表示し、参考値として資金余剰金の比率を(△)で示す。




報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和4年9月2日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第7号（令和4年8月3日専決）
- 2 損害賠償の相手方 

- 3 損害賠償額 66,187円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和4年5月27日午後7時頃、玉名市桃田運動公園運動広場駐車場において、市消防団員が運転する公用車が、駐車中の氏所有の乗用車に接触し、左前方バンパーを破損させたものである。

